

令和8年度第1回大船渡市部活動の地域展開ビジョン推進委員会

日 時 令和8年8月3日(月) 午後6時30分
場 所 大船渡市役所 議員控室

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 説 明

大船渡市部活動の地域展開ビジョン推進委員会設置要綱について 資料1

5 委員長及び副委員長選任

6 報 告

当市の認定地域クラブ活動について 資料2

7 協 議

(1) 大船渡市部活動の地域展開ビジョン(案)について

資料3-1 資料3-2 資料3-3

(参考資料1 参考資料2 参考資料3)

(2) その他

8 そ の 他

9 閉 会

大船渡市部活動の地域展開ビジョン推進委員会委員名簿

(任期：令和8年8月3日～令和10年8月2日)

(順不同・敬称略)

No.	団体・役職名	氏 名	区 分	備 考
1	一般財団法人大船渡市スポーツ協会 事務局長	白 崎 陽 彦	スポーツ振興団体関係者	
2	大船渡市スポーツ推進委員	森 田 健太郎	スポーツ振興団体関係者	
3	大船渡市芸術文化協会 副会長	千 葉 賀 子	文化芸術振興団体関係者	
4	ふなと音楽団 団長	菅 野 裕 子	文化芸術振興団体関係者	
5	認定地域クラブ Sun・DreamVolleyBallClub 代表	細 谷 知 成	地域クラブ活動団体関係者	
6	スポーツ少年団 F Cサン・アルタス育成会 事務局長	大 西 元	地域クラブ活動団体関係者	
7	陸上競技指導者(中学生等対象)	佐 藤 寛 文	地域クラブ活動団体関係者	
8	中学校部活動外部指導者	大 畑 美喜男	中学校部活動の指導に携わる者	
9	第一中学校部活動指導員	葛 西 大志朗	中学校部活動の指導に携わる者	
10	第一中学校 校長	村 上 貴 彦	大船渡市立中学校校長	
11	大船渡中学校 校長	坂 本 有 希	大船渡市立中学校校長	
12	東朋中学校 校長	田 畑 周 哉	大船渡市立中学校校長	
13	第一中学校クラブ育成会	今 野 誠 彦	大船渡市立中学校P T A関係者	
14	大船渡中学校P T A 会長	及 川 慶 晃	大船渡市立中学校P T A関係者	
15	東朋中学校P T A 副会長	金 野 昭 博	大船渡市立中学校P T A関係者	
16	大船渡市教育委員会 教育長	小 松 伸 也		

◆大船渡市出席者

(協働まちづくり部)

職 名	氏 名
協働まちづくり部長	佐々木 義 和
生涯学習課長	迎 山 光
生涯学習課 芸術文化係長	菅 野 聡
生涯学習課 スポーツ推進係長	佐々木 伶

(教育委員会事務局)

職 名	氏 名
教育次長	花 崎 誠
参事兼学校教育課長	木 下 克 美
学校教育課 課長補佐	新 沼 徹
学校教育課 課長補佐	小 松 幸 恵

大船渡市部活動の地域展開ビジョン推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 大船渡市立中学校における部活動の地域クラブ活動への展開（以下「地域展開」という。）に当たり、大船渡市部活動の地域展開ビジョン（以下「ビジョン」という。）を円滑に推進するため、大船渡市部活動の地域展開ビジョン推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域展開の推進に関すること。
- (2) ビジョンの推進及び進行管理に関すること。
- (3) その他地域展開に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) スポーツ振興団体関係者
- (2) 文化芸術振興団体関係者
- (3) 地域クラブ活動団体関係者
- (4) 中学校部活動の指導に携わる者
- (5) 大船渡市立中学校校長
- (6) 大船渡市立中学校PTA関係者
- (7) 教育長
- (8) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要に応じて会議に関係のある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、協働まちづくり部生涯学習課及び教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(補則)

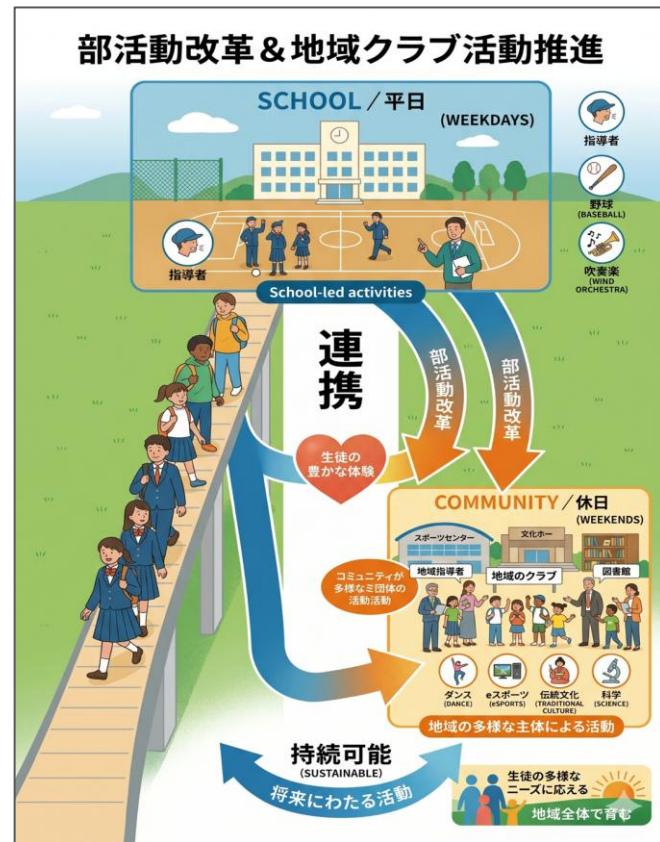
第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和8年6月17日教育長決裁）

この要綱は、令和8年6月17日から施行する。

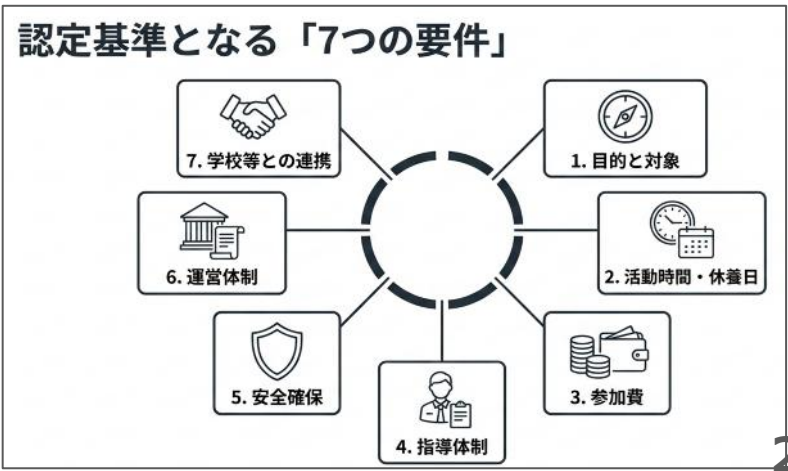
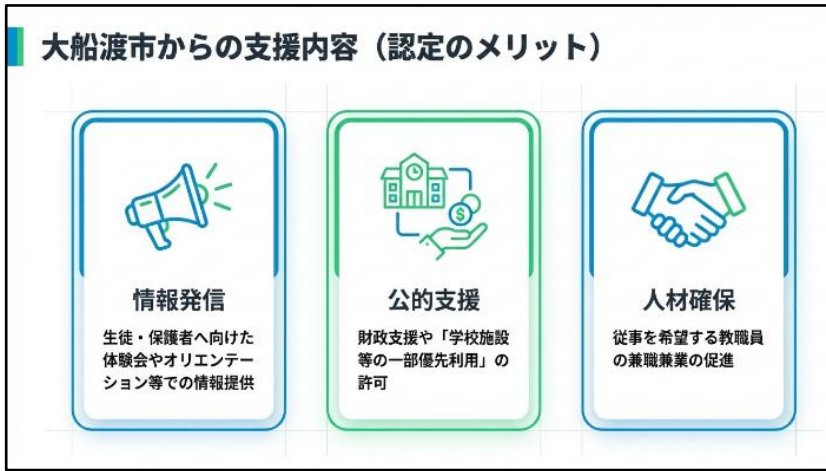
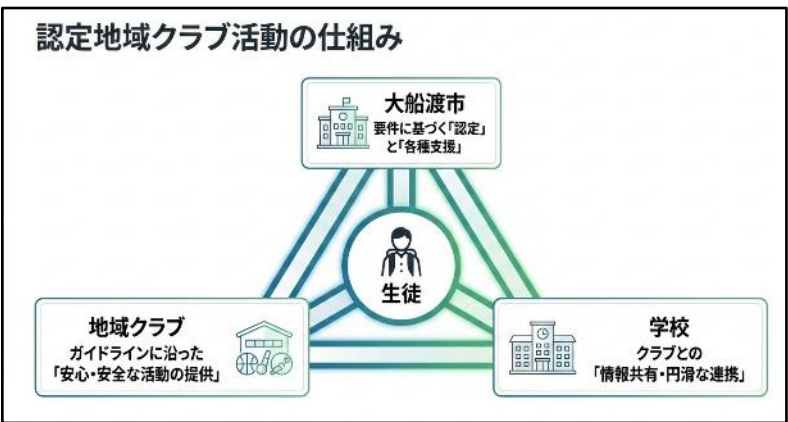
1 これまでの主な経過

- ・国では、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月）をまとめ、新たに「**地域クラブ活動の在り方及び認定制度**」について明記。
- ・地域クラブ活動においては、①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展、②地域全体で支えることによる新たな価値の創出といった2点を明示。
- ・これを受け、市では令和8年2月、「**大船渡市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱**」を制定。



2 大船渡市認定地域クラブ認定制度

- ・ 認定に当たっては、活動の目的・対象や指導体制など、7つの要件を満たす団体を対象とし、申請を受けて、市が認定。
- ・ 認定により、生徒等に対する関係機関からの情報提供、学校施設の一部優先利用等の公的支援などのメリットあり。



当市の認定地域クラブ活動について

3 認定状況等

- ・要綱制定後、各中学校の部活動育成会等への周知、相談会、中学校単位での育成会向け説明会の実施により、7団体を認定（令和8年7月21日現在）。
- ・認定は必須ではなく、現在、①認定地域クラブ、②スポーツ少年団加盟団体、③その他（例：任意団体）の三つの区分が存在。

No.	種目等
1	 剣道
2	 柔道
3	 卓球
4	 バレーボール
5	 ソフトテニス
6	 卓球
7	 バレーボール

▲認定地域クラブの認定状況▲



大船渡市部活動の地域展開ビジョン (案)

大船渡市・大船渡市教育委員会

令和 8 年 月

目 次

I	本ビジョン策定の背景	2
1	国・県及び本市の動向	2
2	本市の部活動の現状など	3
	(1) 生徒数の減少	
	(2) 部活動の現状	4
	(3) 部活動に対するニーズ	5
II	本ビジョンの基本的な考え方	6
1	策定の趣旨	6
2	取組期間及び方針	6
	(1) 取組期間	
	(2) 取組方針	
	(3) 留意事項	
III	地域クラブ活動	7
1	地域クラブ活動の在り方	7
2	地域クラブ活動に関する認定制度	7
	(1) 認定要件	
	(2) 認定の効果(メリット)	8
IV	部活動の円滑な地域展開に向けた対応	9
1	推進体制	9
	(1) 推進組織	
	(2) 地域クラブ活動の運営・実施主体と中学校との連携	
2	各種課題への対応	9
	(1) 地域クラブ活動の運営・実施主体の整備	
	(2) 指導者の確保・育成	
	(3) 活動場所の確保	10
	(4) 活動場所への移動手段の確保	
	(5) 生徒の安全・安心の確保	
	(6) その他	11
3	生徒のニーズの把握及び地域クラブ活動への参加促進	11
4	地域展開までの部活動の在り方	11
V	大会などへの参加	11

I 本ビジョン策定の背景

1 国・県及び本市の動向

- 中学校の学校部活動（以下「部活動」という。）は、かつての生徒全員の参加から、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある生徒の自主的・自発的な参加（任意参加）へと変化する中で、教職員の献身的な対応に支えられながら、責任ある指導の下で学校教育の一環として行われ、スポーツや文化芸術振興の一端を担ってきました。
- また、学校という環境において、体力や技能の向上のほかにも、同学年はもとより、先輩や後輩、教職員などとの人間関係の構築を図りつつ、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。
- しかしながら、昨今、部活動については、全国的に少子化などの影響により、これまでの体制や対応で運営することが難しくなり、存続が厳しい状況にある部活動も生じています。
教師が、専門性や意思に関わらず顧問を務める指導体制を続けることも、学校の働き方改革の必要性の高まりなどを受けて、一層厳しくなっています。
- このように部活動を取り巻く環境が変化する中であっても、生徒が豊かなスポーツ・文化芸術活動を実践することは大切であることから、学校と地域との連携・協働を有効な手立てとして、部活動の在り方に関する改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分に配慮しながら、持続可能な活動環境を整える必要性が増しています。
- このことから、国及び地方とも様々な取組を積み重ね、現在、国においては「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月）、岩手県においては「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」（令和6年1月）により、将来にわたって、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実などを図るため、**部活動を地域クラブ活動に展開する「地域展開」**の方向性や考え方を明らかにした上で、様々な施策を推進しています。

※ 国においては、改革の理念などをより的確に表すため、部活動の「地域移行」という名称を「**地域展開**」に改めています。

※ **地域クラブ活動**：部活動の地域展開により実施されるスポーツ・文化芸術活動で、学校以外の団体などが主体となって実施されるものです。

- 本市においても、令和3年1月に「大船渡市における部活動の方針」を定め、更には「大船渡市立中学校部活動の在り方に関する検討委員会」を設置し、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の在り方に係る協議・検討を経た上で、「地域展開」を段階的に進めることとしました。
- この段階的な取組を実施するに当たり、到達目標（「子どもたちが少子化の中でも、将来にわたり活動を継続して取り組むことができる環境を整備する」）と当面の全体スケジュールを掲げ、令和8年度から、運動部の休日の部活動の「地域展開」を先行して実施しています。

〈当面の全体スケジュール〉

※競技・種目によっては、令和10年度を待たずに「平日」も地域クラブ活動に移行する場合もある。

項 目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
運動部	休日	学校部活動	地域クラブ活動		
	平日	学校部活動			地域クラブ活動
文化部	休日	学校部活動			地域クラブ活動
	平日	学校部活動			地域クラブ活動

- さらに、本市においては、こうした状況を踏まえ、国・県の動向も見据えながら、「大船渡市における部活動の方針」（令和3年1月）を見直して、本ビジョンを策定することとします。

2 本市の部活動の現状など

(1) 生徒数の減少

少子化の進行により、大船渡市立中学校の生徒数は減少傾向にあります。令和4年度の719人に対し、令和13年度には564人と、約160人減少する見込みとなっています。（図1）

また、学校別に生徒数を比較すると、第一中学校は22.3%（404人→314人）、大船渡中学校は17.4%（207人：大船渡中学校と末崎中学校合計→171人）、東朋中学校は26.9%（108人→79人）のそれぞれ減となっています。（表1）

図1 大船渡市立中学校年度別生徒数推移（R9以降は想定値）

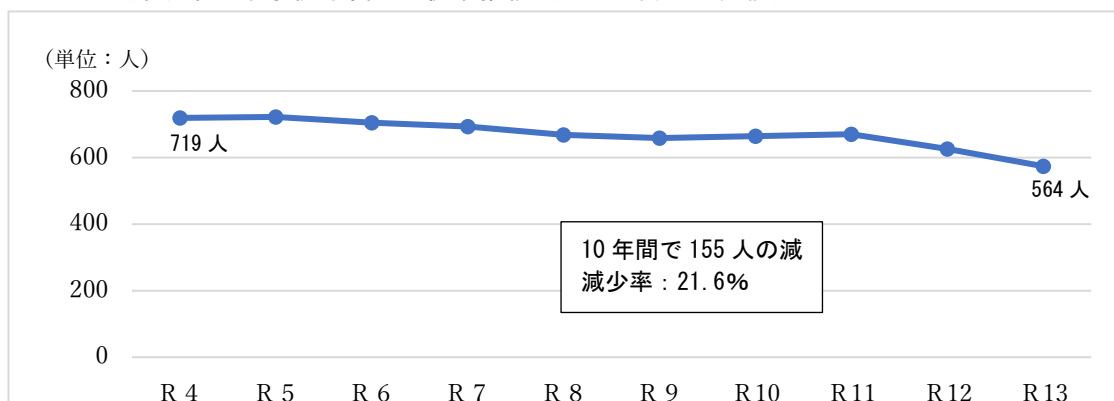


表1 学校別生徒数推移

（単位：人）

学校名	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
第一中学校	404	410	404	404	392	382	379	383	354	314
大船渡中学校	137	124	125	185	173	181	191	198	184	171
末崎中学校	70	68	72							
東朋中学校	108	120	104	104	93	103	98	93	88	79
合 計	719	722	705	693	658	666	668	674	626	564

※令和4年度から令和8年度は5月1日現在の生徒数。令和9年度以降は令和8年5月1日現在の児童生徒数より算出。

(2) 部活動の現状

少子化や部活動への任意参加化に伴い、部員数は減少傾向にあり、団体競技においては、学校単位でのチーム編成ができず、各種大会に合同チームなどで参加する競技が複数あります。

また、部員が確保できず、廃部・休部となる場合もあるなど、選択できる部活動が限られてきています。(表2)

学校外でスポーツ・文化芸術活動を行う生徒がいることや、自校に希望する部活動がないといったこともあって、部活動に参加しない生徒の割合は増加傾向にあります。

令和8年度においては、非参加率が46.8%であり、半数近い生徒が、部活動に参加していません。(表3)

表2 令和8年度部活動の部員数(令和8年5月現在)

(単位:人)

部活動名	第一中学校	大船渡中学校	東朋中学校	計
野球	33	7	24	64
バスケットボール(男子)	13	7		20
バスケットボール(女子)	2	12		14
卓球(男子)	15	14	6	35
卓球(女子)	15	10	9	34
バレーボール(男子)			1	1
バレーボール(女子)	4		10	14
ソフトテニス(男子)		18	8	26
ソフトテニス(女子)		12	7	19
柔道	1			1
水泳		☆特設 3		3
陸上	☆特設 7			7
バドミントン			13	13
吹奏楽	37	25		62
パソコン	4			4
美術	3			3
総合文化		26	4	30
合 計	134	134	82	350

※ 「特設」は、時期限定で設置される部活動。

表3 部活動への参加状況

(単位:人)

項 目	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
全生徒数 (A)	719	722	705	693	658
参加生徒数 (B)	655	627	527	469	350
非参加生徒数 (A-B)	64	95	178	224	308
非参加率 (A-B)/(A)	8.9%	13.2%	25.2%	32.3%	46.8%

(3) 部活動に対するニーズ

令和6年度に本市教育委員会が、小学4年生から中学3年生までを対象に実施したアンケート調査では、スポーツ活動では、本市では1校でしか部活動が実施されていないバドミントンの人気が最も高いほか、水泳やサッカー、ダンス、スキー・スノーボード、陸上競技、弓道など、本市の部活動(常設)にない活動を希望する声もあります。

文化芸術活動では、パソコン、美術(いずれも1校のみで実施)及び吹奏楽(2校で実施)へのニーズが高い状況にあります。

■児童生徒の取り組みたいスポーツ・文化芸術活動に係るアンケート結果 (単位:人)

・質問項目: 取り組みたい(すでに取り組んでいるものを含む) スポーツ・文化芸術活動を3つまで選んでください

・実施期間: 令和6年4月30日～5月20日

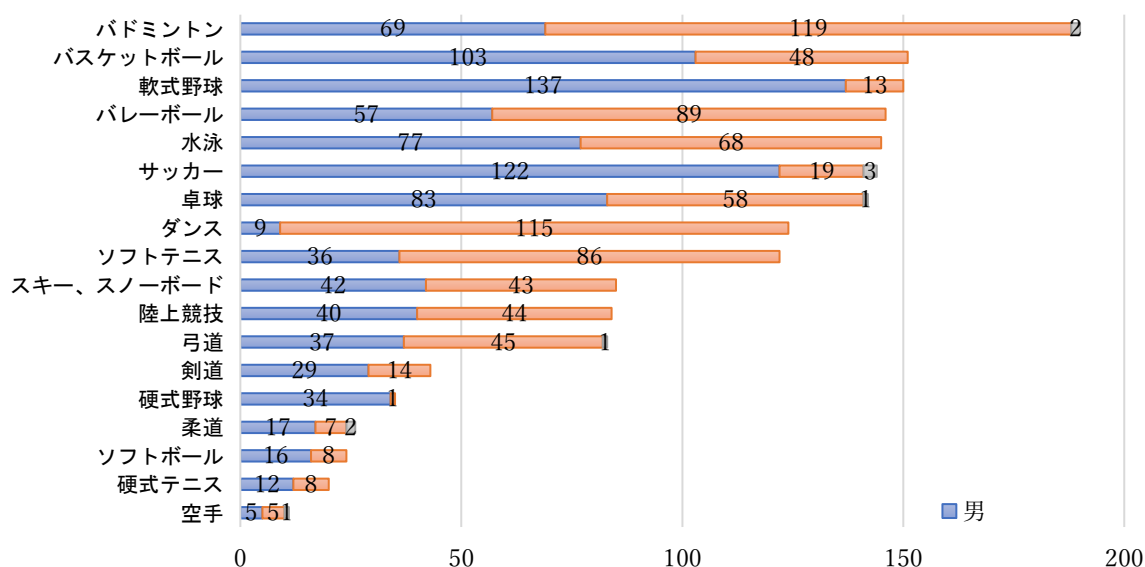
・実施方法: オンライン回答

・対象者: 小学4年生～中学3年生 1,380人(小学生675人、中学生705人)

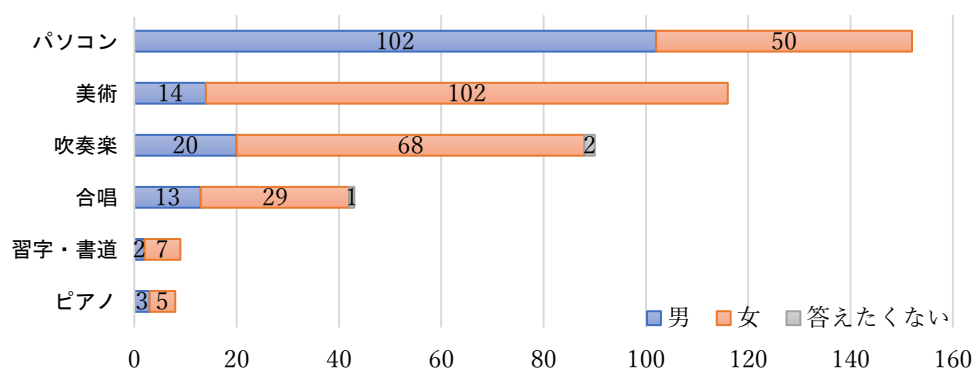
・回答者数: 831人(小学生580人、中学生251人)

・回答率: 60.2%(小学生85.9%、中学生35.6%)

【スポーツ活動】



【文化芸術活動】



Ⅱ 本ビジョンの基本的な考え方

1 策定の趣旨

少子化が進む状況にあっても、学校と地域の連携・協働の下、部活動の地域展開に向けた総合的・計画的な取組を進めるために、その方向性や主要な対応などを示すものとして、本ビジョンを策定します。

なお、策定に当たっては、国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月）と、「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」（令和6年1月）を踏まえます。

2 取組期間及び方針

(1) 取組期間

国のガイドラインの改革実行期間と重なる、「令和8年度から令和13年度」とします。

これまでの取組を考慮した上で、下記のとおり基幹スケジュールを掲げつつ、諸課題への対応など、主要な取組事項別のスケジュールについては、別に定めます。（別紙「部活動の地域展開に係るスケジュール」のとおり）

■部活動の地域展開に係る基幹スケジュール

項 目		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11～13年度
運動部	休日	学校部活動	地域クラブ活動開始	⇒ 地域クラブ活動普及・促進		
	平日	学校部活動			地域クラブ活動開始・普及・促進	
文化部	休日	学校部活動				
	平日	学校部活動				

※ 国のガイドラインにおける改革実行期間：令和8年度から令和13年度であり、令和8年度から令和10年度を「前期」、令和11年度から令和13年度を「後期」とし、「前期」終了後には、「中間評価」が実施されます。

(2) 取組方針

到達目標は、引き続き「子どもたちが少子化の中でも、将来にわたり活動を継続して取り組むことができる環境を整備する」とします。

「基幹スケジュール」にも示しているとおり、運動部の休日の部活動を先行して令和8年度から、運動部の平日及び文化部の部活動については令和10年度から、地域クラブ活動へ展開するよう取り組みます。

(3) 留意事項

(1) 部活動をベースとした地域との連携や、学校施設を拠点とした地域クラブ活動の実施など、本市の実情に即した学校と地域との連携・協働の推進に配意します。

こうしたことから、「大船渡市スポーツ推進計画」との整合も図る必要があります。

(2) 取組期間の前半が終了する令和10年度を目途に、本ビジョンの進捗に係る中間評価を実施し、その結果などを踏まえ、ビジョンの見直しを検討します。

Ⅲ 地域クラブ活動

1 地域クラブ活動の在り方

次の観点などを重視して、関係者が緊密に連携・協力しながら、地域クラブ活動の環境を整えます。

- (1) 地域クラブ活動を社会教育の一環として捉え、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保や、生徒の心身の健全育成を図るだけでなく、スポーツ・文化芸術の振興につながる(の契機となる)取組として推進します。
- (2) 地域クラブ活動については、部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることにより、多様なつながりや交流の促進の一助とします。
- (3) 地域クラブ活動は、部活動と同様、生徒の自主的・自発的な参加によるものとします。
- (4) 地域クラブ活動の運営・活動形態については、下記「2 地域クラブ活動に関する認定制度」に掲げる諸事項によることとします。

2 地域クラブ活動に関する認定制度

部活動の地域展開に当たり、国のガイドラインに基づき、「大船渡市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」を定め、一定の要件を満たす活動を「認定地域クラブ活動」として認定し、認定に伴うインセンティブを付与するなどしながら、地域クラブ活動を促進します。

(1) 認定要件

① 活動の目的・理念

- 部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展
豊かで幅広い活動機会の保障
(選抜などを行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む)

② 活動時間・休養日

- 学校の学期中は、週2日以上(平日1日以上、週末1日以上)の休養日を設定
活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日に設定
1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度の範囲
1週間の合計活動時間は、11時間以内

③ 参加費など

- 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費などを設定

④ 指導体制

- 暴力、暴言、ハラスメント、いじめなどの不適切行為の防止徹底
(こうした行為を行わないことを誓約)
本市が定める研修を受講し、本市に登録された指導者などによる指導
原則、複数人で指導

⑤ 安全確保

- 生徒の健康状態や気象条件(気温など)を考慮した適切な活動
施設・設備などの点検と事故防止の徹底
事故発生時などの対応及び責任の明確化、緊急時の連絡体制整備
参加者及び指導者などの各種保険への加入

⑥ 運営体制

- 関係法令の遵守、規約などの作成・公表、公正・適切な会計処理
営利を主目的としない運営

⑦ 学校などとの連携

- 活動方針や指導方針、スケジュール、生徒の活動状況などに関する情報共有
学校施設利用時などにおける円滑な連絡調整

(2) 認定の効果(メリット)

- ① 生徒や保護者に対する関係機関からの情報提供
- ② 地域クラブ活動(運営など)を対象とした公的支援
 - ・ 学校施設などの一部優先利用
 - ・ 国の地方スポーツ振興費補助金や文化芸術振興費補助金などを活用した財政支援
- ③ 地域クラブ活動への従事を希望する教職員の兼職兼業などによる人材確保

IV 部活動の円滑な地域展開に向けた対応

1 推進体制

(1) 推進組織

本市における部活動の地域展開を進めるに当たり、学校や保護者、スポーツ・文化芸術振興団体、地域クラブ活動団体などの関係者による本ビジョンの推進組織を設置し、相互の情報共有や連絡調整を始め、各般の連携・協力により、ビジョン及び関連する取組の具体化を図ります。

また、本推進組織を中心として、ビジョンの進捗に係る中間評価(6ページに記載)を始め、取組の成果や課題に係る協議・検証などを適宜実施します。

※ 上記の推進組織は、「大船渡市立中学校部活動の在り方に関する検討委員会」の後継組織となります。

(2) 地域クラブ活動の運営・実施主体と中学校との連携

この連携は、部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展といった観点でも重要なことから、本市教育委員会が中心となって、連携促進に向けた調整を図ります。

2 各種課題への対応

(1) 地域クラブ活動の運営・実施主体の整備

① 学校部活動からの地域展開については、既存の保護者などによる育成会(指導に携わる団体)などが主体となって、認定地域クラブやスポーツ少年団に関する制度の有効活用を図りながら進めます。

また、市において、これらの団体が情報を交換し、交流できるような機会の設定を検討します。

② ①によらない場合は、スポーツ・文化芸術振興団体などと連携して、活動機会の提供などに努めます。

(2) 指導者の確保・育成

① 指導者の確保

地域クラブ活動の運営・実施主体が確保することになります。

確保に当たっては、スポーツ・文化芸術振興団体などとの連携(情報提供など)に努めるほか、地域おこし協力隊制度の活用なども模索します。

※ 地域おこし協力隊：都市地域から過疎地域などの条件不利地域に移り住み、「地域協力活動」を行いながら、地域への定住・定着を図る取組です。

② 教職員の兼職兼業

地域クラブ活動への従事を希望する教職員の兼職兼業については、「大船渡市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」に基づき、適切に対応します。

③ 指導者の育成

スポーツ・文化芸術振興団体などの協力の下、指導に関する研修の機会や専門資格の取得などに係る情報を提供します。

(3) 活動場所の確保

国のガイドラインなどに基づき、地域クラブ活動における本市の学校施設及びスポーツ施設の有効活用を図ります。

このうち、学校体育施設及びスポーツ施設については、次の措置を講じます。

※ 学校体育施設：市内小中学校の体育館・グラウンド・テニスコート
スポーツ施設：市民体育館を始めとする市が管理している施設

① 一部学校体育施設の優先使用

本市の中学校体育施設については、認定地域クラブによる使用を優先します。

② 学校体育施設及びスポーツ施設使用料の減免

次のとおり減免します。

■学校体育施設

項 目	認定地域クラブ	スポ少登録団体	(一般団体)
施設使用料	100%減免	100%減免	(減免なし)
夜間照明料	100%減免	100%減免	(減免なし)

■スポーツ施設

項 目	認定地域クラブ	スポ少登録団体	(一般団体)
施設使用料	100%減免 ※注	100%減免 ※注	(減免なし)
設備・備品代	100%減免 ※注	100%減免 ※注	(減免なし)
冷暖房料	減免なし	減免なし	(減免なし)
夜間照明料	減免なし	減免なし	(減免なし)

※注：練習試合などで、平日2時間・休日3時間を超えて活動する場合は、超えた時間から料金が発生します。

③ その他

- ・ 学校施設・備品などの活用に関する規程を整備します。
必要に応じて、施設の改修などに対応します。
- ・ 閉校した学校の体育施設の活用についても配慮します。

(4) 活動場所への移動手段の確保

地域クラブ活動における生徒の移動は、保護者などによる送迎や公共交通の利用によるものとします。

なお、部活動が継続する令和9年度までは、土曜日の通学支援バスをこれまでどおり運行します。

将来的には、公共交通施策全体の枠組みの中での対応も模索します。

(5) 生徒の安全・安心の確保

事故などへの適切な対応や暴力、暴言、ハラスメント、いじめといった不適切行為の防止徹底、怪我などを補償する保険への加入など、生徒の安全・安心に係る取組については、地域クラブ活動に関する認定制度(7～8ページ)を通じて実施します。

(6) その他

- ① 地域クラブ活動におけるトラブルなどへは、活動の運営・実施主体が対応しますが、必要に応じて、本市(協働まちづくり部生涯学習課)及び本市教育委員会(学校教育課)が、各種課題に係る相談などに応じます。
- ② 各種課題の解決に向けては、公的・民間の関連支援制度の活用はもとより、「ふるさと納税」制度(企業版も含む)との連動などを検討します。

3 生徒のニーズの把握及び地域クラブ活動への参加促進

部活動の地域展開に当たり、できる限り生徒の希望に応じてスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を整えることができるよう、アンケート調査などにより、児童生徒、保護者などの地域クラブ活動などに対するニーズを把握し、その結果を反映するよう努めます。

また、小学校及び中学校と連携して、中学校の入学説明会などの機会を活用した関連情報の提供などに取り組み、地域クラブ活動への理解と参加の促進を図ります。

低所得世帯に対しては、本市教育委員会において、就学援助費(費目:クラブ活動費)により、地域クラブ活動費用に係る支援を実施します。

4 地域展開までの部活動の在り方

地域展開に係る取組が進む中であって、令和9年度までの本市の部活動については、これまでと同様、「大船渡市における部活動の方針」(令和3年1月)に基づくこととします。

部活動の指導に当たる部活動指導員(国の支援制度を活用し、学校の要請などを踏まえて校外人材を登用)についても、部活動が継続する令和9年度までは引き続き配置し、指導者確保の一助とします。

V 大会などへの参加

地域クラブ活動を実施するに当たり、その関係者にとって、活動成果の発表の場となる大会やコンクールなどへの参加機会の確保は、大変重要なものであり、部活動の場合と同様に参加できることが望まれます。

すでに日本中学校体育連盟においては、令和5年度から、地域のスポーツ団体などで活動する生徒の全国中学校体育大会への参加を認め、岩手県においても、岩手県中学校総合体育大会へ地域クラブが参加しています。

今後においても、多くの生徒が様々な大会などに参加できるよう、主催者や関係機関に対し、本市関係者が連携しながら、参加資格・要件の拡大・緩和を働き掛けます。

◆部活動の地域展開に係るスケジュール

(別紙)

■基幹スケジュール

項 目		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11～13年度
運動部	休日	学校部活動	地域クラブ活動開始	⇒ 地域クラブ活動普及・促進		
	平日	学校部活動				
文化部	休日	学校部活動			地域クラブ活動開始・普及・促進	
	平日	学校部活動				

■主要取組事項別スケジュール

取 組 事 項	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度 (中間評価)	令和11~13年度	主たる実施機関 (関係機関)
◆地域クラブ活動の運営・ 実施主体の整備					
(認定地域クラブ)	要綱に基づく「認定地域クラブ活動」の認定→随時、関連情報を提供・周知				市
(スポーツ少年団)	随時、関連情報を提供・周知				市・スポーツ協会
	上記団体の交流機会などの検討→必要に応じて実施				市
(上記によらない場合)	活動機会の提供などに係る検討・調整(実施)				スポーツ協会、芸術 文化協会、市など

取 組 事 項	令和8年度	令和9年度	令和10年度 (中間評価)	令和11～13年度	主たる実施機関 (関係機関)
◆指導者の確保・育成 (指導者の確保) (教職員の兼職兼業) (指導者の育成)					活動運営・実施主体
	指導者を確保して委嘱などを行う→報酬などの取り決め・支払いなど				スポーツ協会など
		指導者人材の情報提供、相談対応など			市
		地域おこし協力隊制度の活用検討			教育委員会、中学校
	部活動指導員を配置				教育委員会、中学校
	指導者の確保に当たり、必要となる場合は教職員の兼職兼業の申請・許可手続を実施				市・スポーツ協会
		指導者登録と関連する研修(指定)の実施			スポーツ協会など
		研修や専門資格の取得に関する情報を提供・周知			
◆活動場所の確保 (運動部) (文化部・吹奏楽) (共通)					活動運営・実施主体 (認定地域クラブ) (スポーツ協会)
	本市の学校体育施設及びスポーツ施設を有効活用(優先使用・使用料減免)				活動運営・実施主体
	本市の学校施設などを有効活用				教育委員会
		本市の学校施設の改修などの検討・対応			教育委員会
		学校施設・備品などの活用に関する規程の整備(整理)			

取 組 事 項	令和8年度	令和9年度	令和10年度 (中間評価)	令和11～13年度	主たる実施機関 (関係機関)
◆活動場所への移動手段の 確保					
	保護者などによる送迎や公共交通の利用により移動				活動運営・実施主体
	土曜日の通学支援バスを運行				教育委員会
◆その他の地域展開推進に 係る取組 (推進組織) (活動運営・実施主体と 中学校との連携促進) (生徒のニーズの把握) (地域クラブ活動への参加促進)					
	設置、ビジョン案協議	取組状況、課題など協議	中間評価に係る協議	取組状況、課題など協議	市・教育委員会
	関係機関で連携方策を共有・実施→各般の調整は教育委員会が中心となって当たる				活動運営・実施主体 中学校 (教育委員会)
		アンケート調査		適宜、アンケート調査	市・教育委員会
	関連情報提供	関連情報提供	関連情報提供	適宜、提供	市・教育委員会

大船渡市 部活動の地域展開ビジョン(案)

子どもたちの未来のスポーツ・文化芸術活動を
地域全体で支えるために

なぜ変わり、どう変わるのか？（全体像）



背景（Why）

少子化による部員減とニーズの多様化。「学校単位」での存続が困難に。



目指す姿（What）

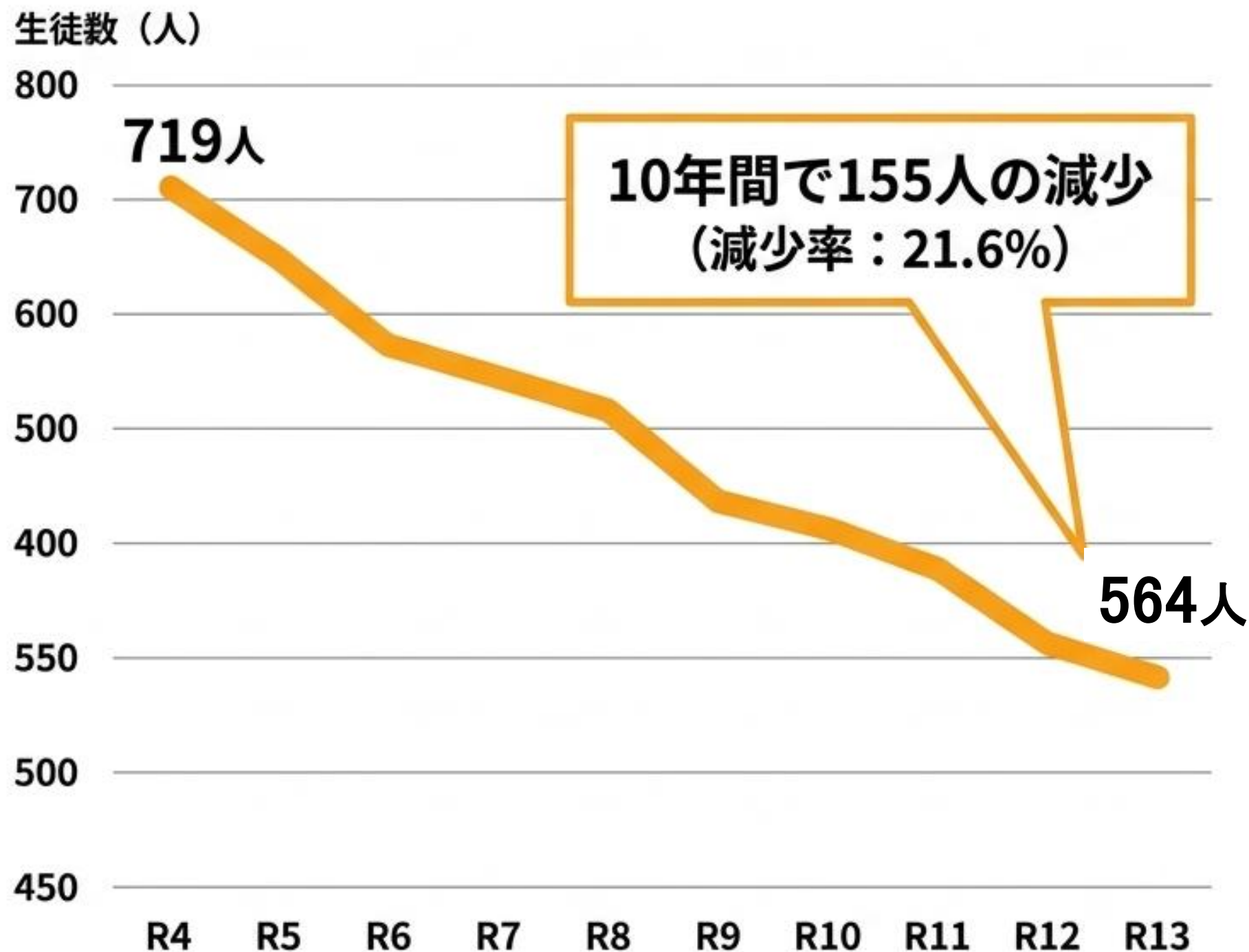
「学校部活動」から、地域全体で子どもを育てる「地域クラブ活動」への移行。



時期（When）

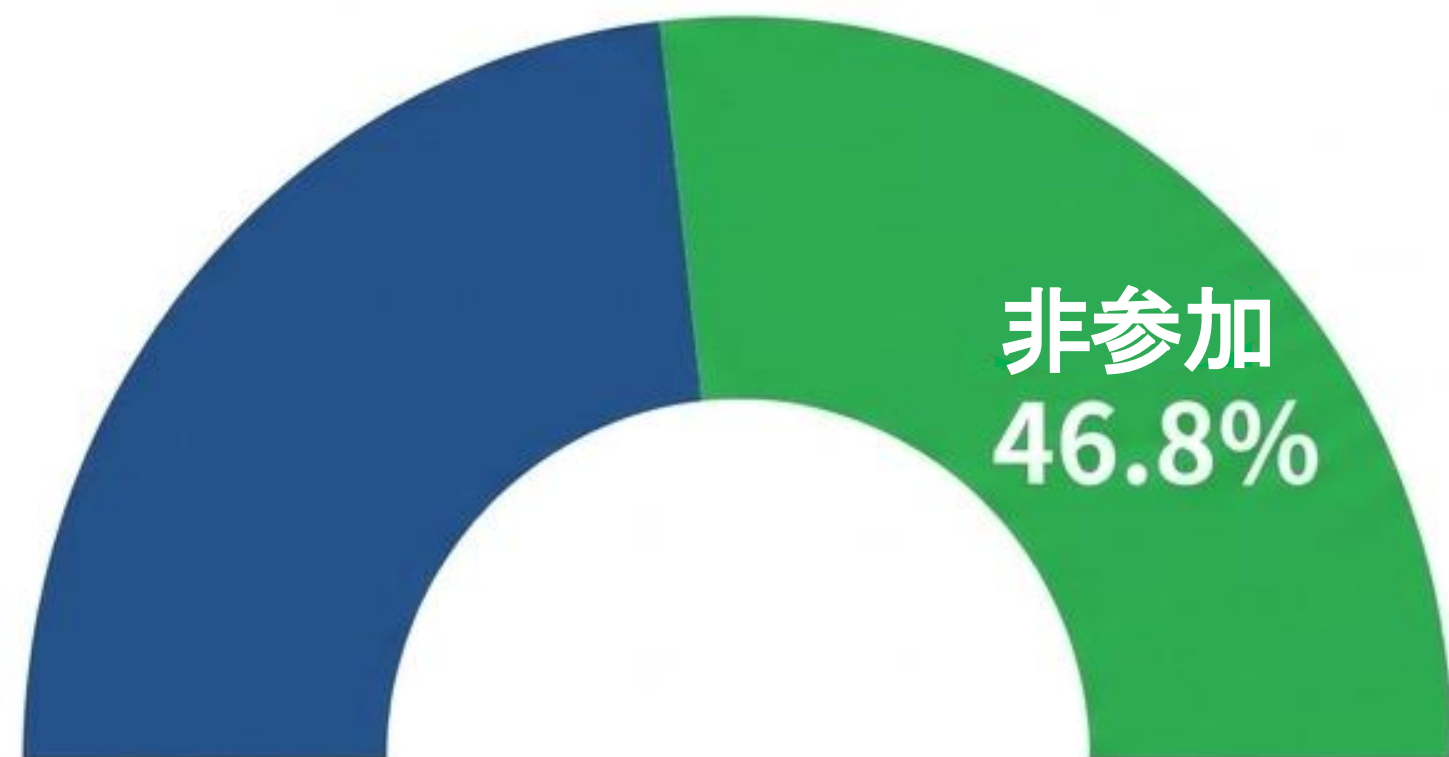
令和8年度から「運動部の休日」を先行実施。令和10年度以降に全面展開へ。

10年間で生徒数は約20%減少。 学校単独でのチーム編成が限界に



廃部・休部の発生や、合同チーム
でしか大会に出られない競技が
すでに複数発生しています。

約半数が参加していない。
多様化する子どもたちのニーズ



令和8年度の非参加率

アンケートで高いニーズ
(学校にない、または少ない種目)

スポーツ

1位: バドミントン

水泳

サッカー・ダンス等

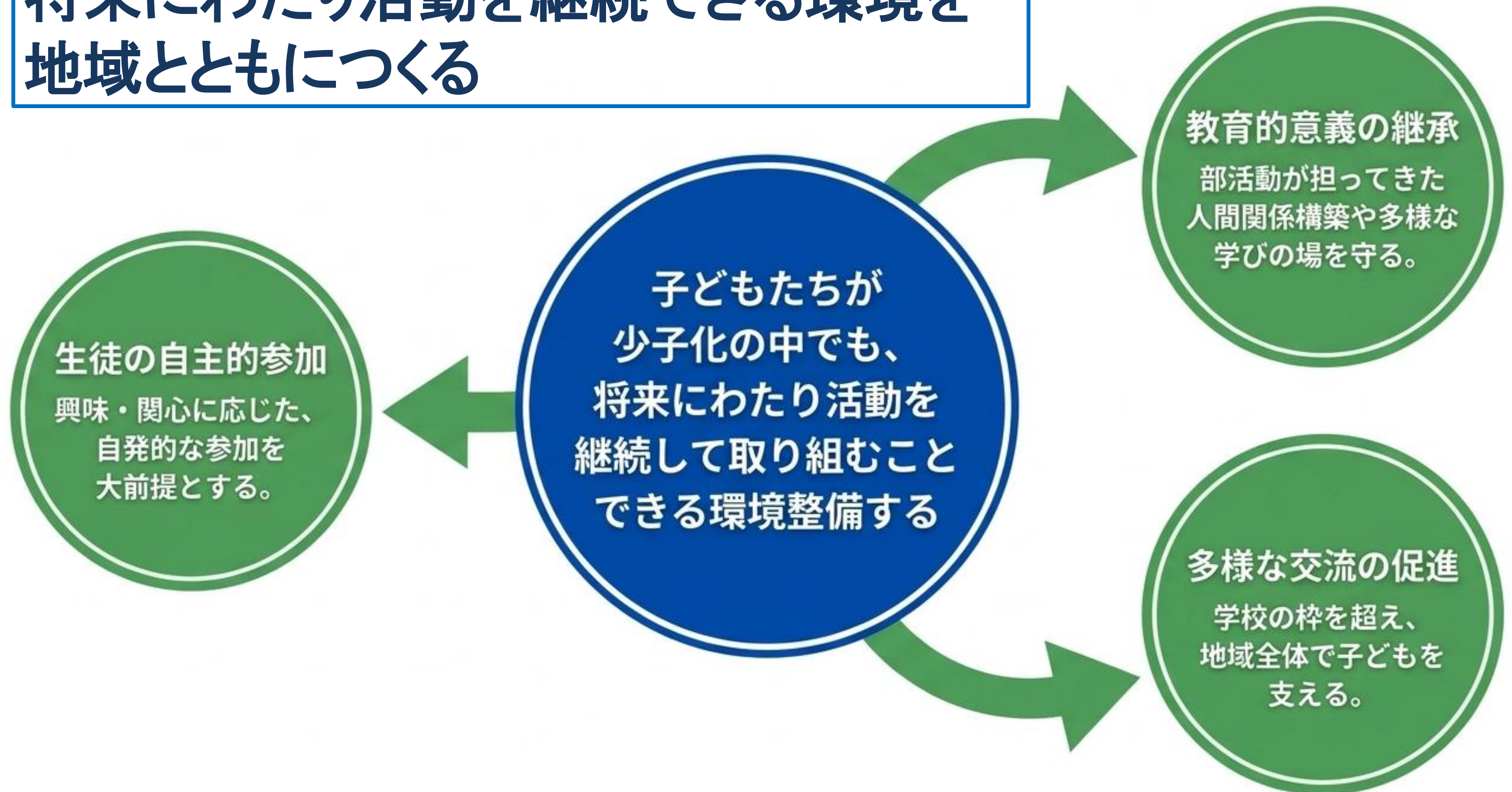
文化芸術

パソコン

美術

吹奏楽

将来にわたり活動を継続できる環境を 地域とともにつくる



「学校部活動」から「認定地域クラブ活動」へ

【旧】 学校部活動

- ・ 主体：学校・教員
- ・ 単位：各学校ごと
- ・ 種目：学校にある部活のみ

移行

【新】 認定地域クラブ活動

- ・ 主体：保護者育成会、地域のスポーツ・文化芸術団体など
- ・ 単位：複数校合同・地域単位
- ・ 種目：地域資源を生かした多様な選択肢

市が一定の要件を満たす団体を「認定」することで、安心・安全な環境を担保します。

安心・安全を担保する「7つの認定要件」



目的:
教育的意義の継承、
幅広い受け入れ（選抜
排除）。



時間・休養日:
週11時間以内。平日2
時間・休日3時間程度。
週2日以上の休養日。



参加費:
可能な限り低廉な設定。



指導体制:
ハラスメント防止徹底、
市登録指導者による
複数人指導。



安全確保:
気象条件の考慮、
保険加入、緊急体制。



運営体制:
法令遵守、非営利目的
の適切な会計処理。

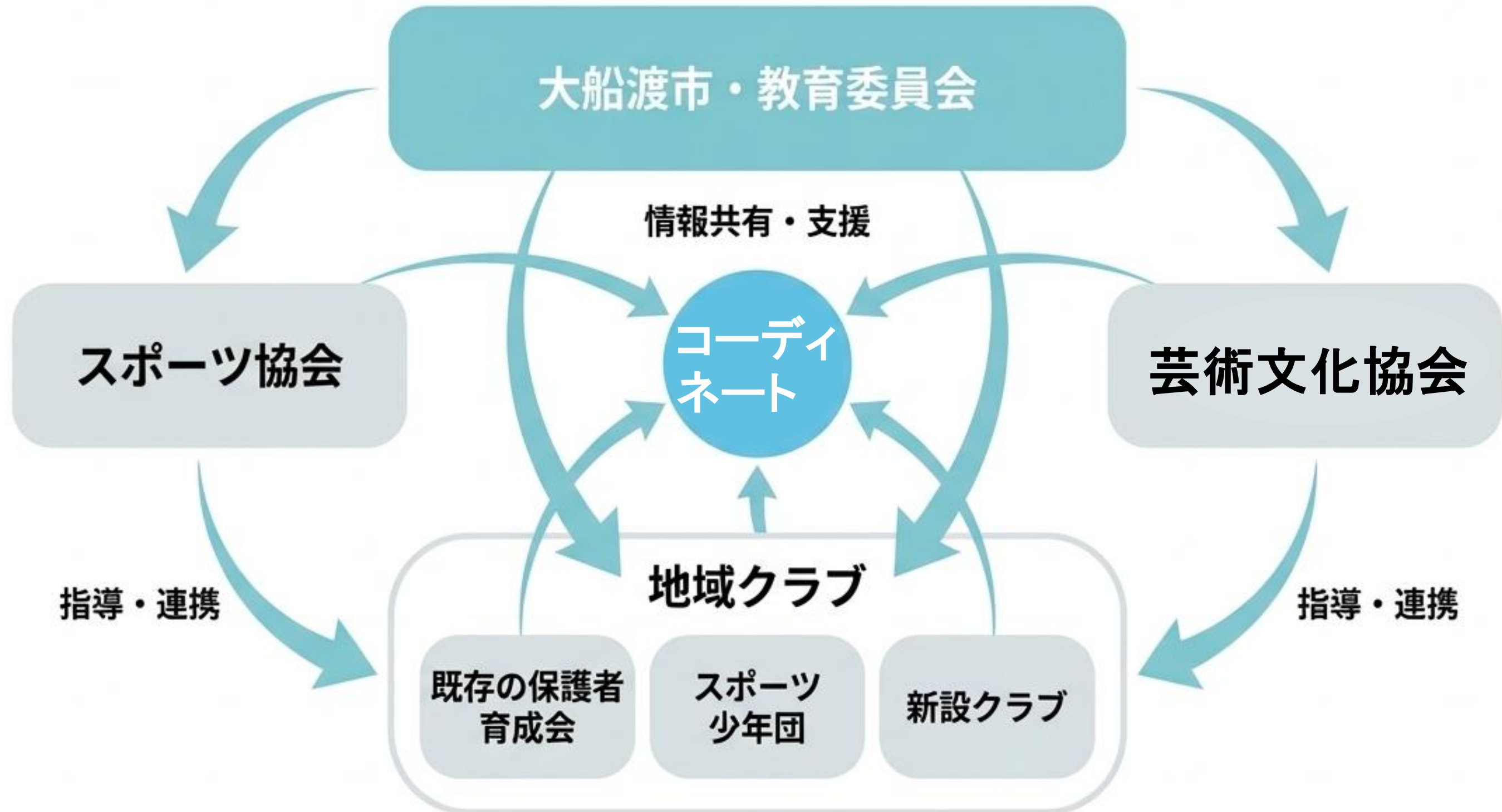


学校連携:
スケジュールや生徒状
況の共有。

部活動の地域展開ロードマップ（基幹スケジュール）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11～13年度
運動部	休日	学校部活動	地域クラブ活動開始	 地域クラブ活動普及・促進		
	平日	学校部活動			地域クラブ活動開始・普及・促進	
文化部	休日	学校部活動			地域クラブ活動開始・普及・促進	
	平日	学校部活動			地域クラブ活動開始・普及・促進	

地域展開を支える連携体制（エコシステム）



課題への対応①：運営主体と指導者の確保

誰が運営するのか？ (運営主体)



1. 既存の保護者育成会の
認定クラブへの移行



2. スポーツ少年団制度の活用



3. 団体間の情報交換・交流機
会の創出

誰が指導するのか？ (指導者)



1. スポーツ・芸術文化協会と
連携した人材確保



2. 地域おこし協力隊制度の
活用



3. 教職員の兼職兼業

指導を希望する教職員が、従事
できる仕組みの整備。

課題への対応 ②：活動場所の確保と使用料の減免

施設種別	認定地域クラブ / スポ少登録団体	一般団体
学校体育施設 (体育館・グラウンド等)	使用料： 100%減免 夜間照明料： 100%減免	減免なし
スポーツ施設 (市民体育館等)	使用料： 100%減免	減免なし



認定認定クラブは、学校施設を「優先的」に使用できる
ルールを整備します。閉校施設の活用も検討。

課題への対応 ③：移動手段・費用負担・安全安心



移動手段

保護者送迎または公共交通の利用が基本。移行措置として土曜日の通学支援バスは令和9年度まで継続運行。



費用支援

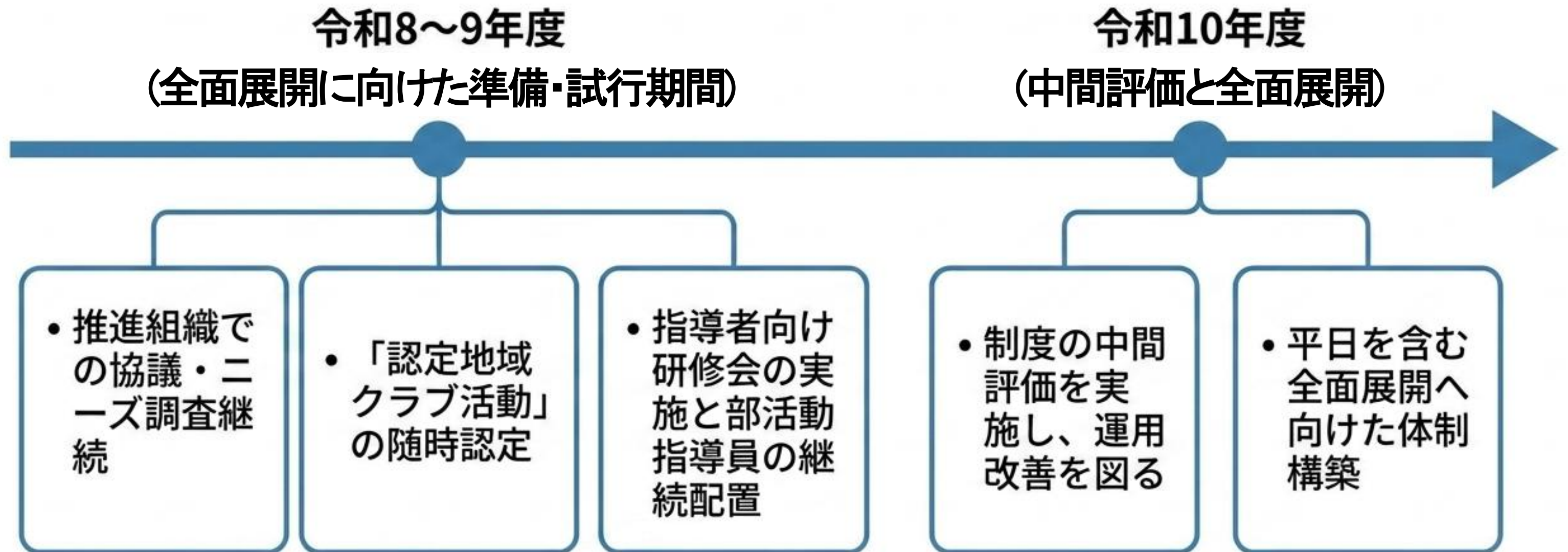
低所得世帯向けに、「就学援助費（クラブ活動費）」による費用支援を実施。



安全・備品

各種保険への加入を徹底。学校備品（体育用具・楽器等）の貸出ルールの整備。

今後の詳細アクションプラン（～令和10年度）



大会・コンクールへの参加機会の確保

【現状】

日本中体連（全国大会）や岩手県中総体では、すでに地域クラブでの参加が認められています。

【今後の方針】

子どもたちの「成果発表の場」を守るため、各競技団体や連盟（吹奏楽連盟等）に対し、地域クラブの参加資格・要件の拡大・緩和を、市と学校が連携して強く働きかけていきます。

地域全体で子どもたちを育てる「大船渡モデル」へ

少子化という課題を、地域と学校が手を取り合う「新しい絆」を生み出すチャンスへ。
子どもたちの豊かなスポーツ・文化芸術環境を、大船渡市全体で未来へ繋いでいきましょう。



本件に関するお問い合わせ先:
大船渡市協働まちづくり部生涯学習課
大船渡市教育委員会事務局学校教育課

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（趣旨・全体構成）

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、**部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの**

※公立中学校等が主な対象（「Ⅳ 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）

Ⅰ 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
 - （1）基本的方針
 - （2）改革期間及び取組方針（休日・平日）
 - （3）留意事項

Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料①を参照
 - （1）趣旨
 - （2）想定される認定の効果
 - （3）認定制度の概要（認定要件・認定手続等）
 - （4）認定されていない地域クラブ活動の取扱い

Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
 - （1）地方公共団体における体制整備
 - （2）国・都道府県・市区町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
 - （3）地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
 - （4）関係団体等・大学・民間企業との連携
- 2 各種課題への対応
 - （1）運営団体・実施主体の整備等
 - （2）指導者の確保・育成
 - （3）活動場所の確保
 - （4）活動場所への移動手段の確保
 - （5）生徒の安全・安心の確保
 - （6）障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

Ⅳ 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - （1）学校部活動に関する方針の策定等
 - （2）指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導及び安全・安心の確保
 - （1）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
 - （2）合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
 - （3）競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 3 適切な活動時間・休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

Ⅴ 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - （1）大会等への参加の引率
 - （2）大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

Ⅵ 関連する制度の在り方

- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

- ①地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む。）
- ②部活動の地域展開等に関する参考資料

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（主な内容）

改革の理念等

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、**全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備**
- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展**させつつ、地域全体で支えることによる**新たな価値を創出**

【中間評価】

改革期間

令和5年度～7年度

「改革推進期間」



令和8年度～10年度

「改革実行期間」（前期）

令和11年度～13年度

「改革実行期間」（後期）

取組方針

休日

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す
※現時点で着手していない地方公共団体においても、**前期の間に確実に休日の地域展開等に着手**
（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）

平日

各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）

※学校部活動をベースとした地域との連携など、**地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要**

認定制度

競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、**国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築**

【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等

【主な要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内） / 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか） / 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等） / 安全確保 / 学校等との連携

地域展開の円滑な推進に当たっての対応

推進体制

国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等

各種課題への対応

①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等)
④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理

ニーズ反映・参画促進等

生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等） / 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）

部活動の在り方

- 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等）
- 適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等）
- 適切な活動時間・休養日等の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

大会等の在り方

- 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ● 大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等）
- 生徒の安全確保（熱中症対策等） ● 大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等）

関連制度

従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む）
教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど

地域クラブ活動に関する認定制度の概要

認定スキーム

- 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定
認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施



※国が示す認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものと同みなす

※認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

想定される認定の効果（メリット）

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

5 「岩手県における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する方針」【概要①】

I 岩手県における部活動改革の基本的な考え方・方向性

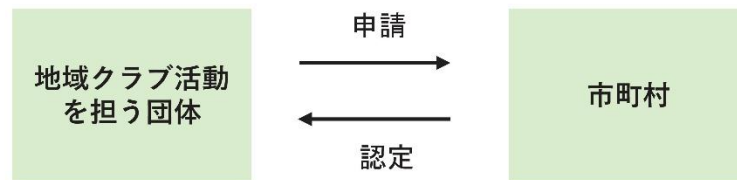
改革の理念	○ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実 ○ 部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かな幅広い活動を保障 ○ 障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備
取組の類型・名称	「地域展開」：生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること 「地域連携」：学校部活動において、部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること ※「地域展開」と「地域連携」をまとめて指し示す場合には「地域展開等」ということとする
改革期間	R8年度～R10年度 R11年度～R13年度 ← 改革実行期間 (前期) → 中間評価 ← 改革実行期間 (後期) →
取組方針	休日 平日 改革実行期間内に、全ての学校部活動において地域展開を目指す ※前期の間に、全ての市町村において確実に地域展開に着手 地域の実情を踏まえたうえで、市町村において、地域展開に向けた取組を実施する

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

地域クラブ活動の在り方	○ 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出 ○ 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るところであり、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、地域の実情等に応じた適切な形態等で実施
認定制度	国が示す要件等に基づき、市町村において認定を行う仕組みを構築する

国が示す認定要件

目的・理念	学校が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障
活動時間	平日1日2時間程度以内、休日1日3時間程度 (週当たり11時間程度の範囲内に収まるよう柔軟な対応を行う)
休養日	週2日以上 (休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定)
参加費	活動維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定(国が示す目安を踏まえる)
指導体制	暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止徹底 市町村等が定める研修を受講し、登録指導者等による指導
安全確保	事故防止の徹底、保険の加入
運営体制	関係法令の遵守、規約の作成・公表 公正かつ適正な会計処理、営利を目的とせずに運営
学校との連携	活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有



※詳細は「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン、別冊資料①地域クラブ活動に関する認定制度(文部科学省)令和7年12月」参照

5 「岩手県における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する方針」【概要②】

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

推進体制

国	県	市町村等
・全国的な取組方針等を示すとともに 地方公共団体へきめ細やかな支援 ・周知・広報や関係団体との連携体制 構築等を通じて、関係者の理解促進・ 改革に向けた機運醸成等を実施	・リーダーシップを発揮し、県全体の 地域展開を推進 ・県の改革方針を示す ・市町村等に対するきめ細やかな支援 ・広域的な基盤づくり	・改革の責任主体 ・幅広い関係者と連携・協働 ・地域展開の円滑な実施に向けて 包括的な企画・調整を実施 ・地域クラブ活動の認定 ・運営団体等への支援・指導助言

各種課題への対応

・運営団体・実施主体の整備等 ・活動場所の確保 ・生徒の安全・安心の確保	・指導者の確保・育成 ・移動手段の確保 ・障がいのある生徒の活動機会の確保
--	---

ニーズ反映・参画促進等

- ・生徒等のニーズの把握・反映
- ・地域クラブ活動への参画促進のための情報提供等
- ・生徒のクラブ運営等への参画

IV 学校部活動の在り方

適切な運営のための体制整備

- ・学校部活動に関する方針の策定等
- ・部活動指導員等の適切な配置や合同部活動の実施

適切な指導及び安全・安心の確保

- ・再発防止「岩手モデル」の趣旨を踏まえた、暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
- ・合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

適切な活動時間・休養日の設定

中学校	○休養日 ○活動時間	週2日以上 平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内
高等学校	○休養日 ○活動時間	週1日以上 の休養日を徹底しながら、年間平均で週あたり2日以上 の休養日を設定 学校の特色及び種目を考慮し、各学校において適切に設定

※長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定

生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術活動環境の整備

- ・性別や障害の有無、活動の得手不得手等を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

V 大会・コンクールの在り方

生徒の大会等の参加機会の確保

- ・地域クラブ活動や複数校合同チーム等の参加を更に促進
- ・交通費、宿泊費の支援について、市町村において部活動の参加生徒に対して支援を実施している場合は、地域クラブ活動の参加生徒に対しても同様に支援する
- ・地域クラブ活動の位置付けを踏まえ、平日の大会等に参加する生徒について地域クラブ活動から参加する場合も、学校を出席扱いとできる

大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

- ・地域クラブ活動における大会等の引率は、原則、地域クラブ指導者等が担う
 - ・学校部活動における大会等の引率は、部活動指導員や校長が認める外部指導者など教師以外の者が担うことを原則とする
- ※やむを得ず教師が引率を行う場合には、教師の負担が過度とならないよう配慮すること

生徒の大会等の安全確保

- ・熱中症対策等、運営上の工夫を実施

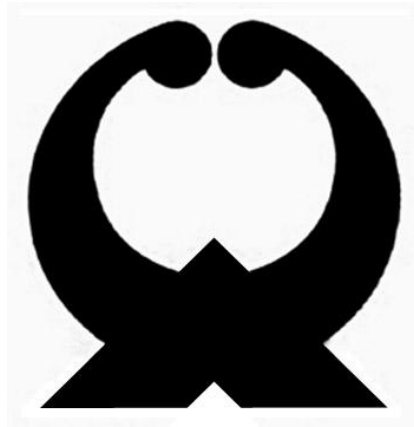
大会の在り方

- ・多様なニーズを踏まえた大会等を開催

VI 関連する制度の在り方

- ・教師等の兼職兼業
- ・教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- ・高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

大船渡市における部活動の方針



令和 3 年 1 月改訂
大船渡市教育委員会

目 次

大船渡市における方針策定の趣旨等	・ ・ ・ 1
1 適切な運営のための体制整備	・ ・ ・ 3
(1) 部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	・ ・ ・ 5
(1) 運動部活動における適切な指導の実施	
(2) 文化部活動における適切な指導の実施	
3 適切な休養日等の設定	・ ・ ・ 7
(1) 部活動休養日及び活動時間の基準	
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術に親しむ環境 の整備	・ ・ ・ 9
(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置	
(2) 運動部活動における地域との連携等	
(3) 文化部活動における地域との連携等	
5 学校単位で参加する大会等の見直し	・ ・ ・ 10
6 部活動中の熱中症事故の防止	・ ・ ・ 10

大船渡市における方針策定の趣旨等

- 本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 3 月 スポーツ庁。以下「運動部ガイドライン」という）及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 12 月 文化庁。以下「文化部ガイドライン」という）に則り、「岩手県における部活動の在り方に関する方針」（令和元年 8 月 岩手県教育委員会。以下「県の方針」という。）を参考に、中学校段階における運動部及び文化部を対象として、本市の生徒及び教職員の実情を踏まえ策定するものである。
- 本市においては、東京 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会「復興『ありがとう』ホストタウン」の一員として、スポーツや文化を通して他国との交流を深めるとともに、生涯にわたってスポーツ活動や文化的活動に親しむ基盤づくりに努めていくことが求められている。
- しかしながら、生徒数の減少等により、学校単位での部活動運営が困難な状況が生じ、複数校合同チームでの大会出場や、学校外のスポーツ活動・文化活動等に参加する生徒の姿が見られるようになっている。
- また、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるような配慮や、教職員の勤務負担軽減に向けた取組が一層求められている。
- 部活動は、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、スポーツや芸術文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。また、異年齢との交流の中で、生徒同士、生徒や教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子の観察を通じた生徒の状況理解等、その教育的意義は高い。
- 本市においては、生徒の多様な学びの場である部活動の教育的意義を認識しつつ、今後においても持続可能な部活動とするため、本方針をもって、学校、保護者、地域、関係機関及び関係団体等が一体となって、望ましい部活動の実現に向けて取り組むものである。
- なお、特に次の点を踏まえ、適切な部活動体制を推進していくものである。
 - ・ 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、参加を義務付けたり、活動を強制したりしないよう、留意すること。

- ・ 大会で勝つことやコンクール等の上位入賞のみを重視し過重な練習を強いることがないよう、生徒の健康面やスポーツ医・科学の観点を踏まえた指導を行うとともに、体罰や生徒の人格を傷付ける言動等の根絶を図ること。
- ・ 過度の練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。

○ また、市教育委員会は、本方針に基づく各学校の取組について、定期的に状況を把握し、関係者の協力を得ながら、課題解決に向けて継続的な取組を行うものである。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 大船渡市教育委員会は、運動部ガイドライン及び文化部ガイドラインに則り、県の方針を参考に、「大船渡市における部活動の方針」（以下「市の方針」という。）を策定する。

市の方針は、中学校段階における運動部及び文化部を対象として、本市の実情を踏まえて策定するものとする。

イ 校長は、市の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定及び公表する。

部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者に情報提供する。

なお、練習時間を補完する等の目的で、部活動に引き続き同じメンバーにより行われる活動（父母会・スポーツ少年団等）（以下、「部活動を補完する活動」という。）については、生徒の生活リズムや健康面の配慮から、市の方針を踏まえた活動となるよう、校長及び部顧問は主催者と連携を図る。

ウ 市教育委員会は、上記イに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、県教育委員会が示す様式例を参考にするなど、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員^{注1}の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の健康や安全の確保、教職員の勤務負担軽減の観点から、複数顧問の配置や臨時特設部の在り方等について検討し、適正な数の部を設置する。

なお、設置に当たっては、今後の生徒数の推移等を踏まえ、生徒、保護者や地域の関係者等との合意形成を図りながら、将来を見据えた取組を推進する。

イ 市教育委員会は、各学校の生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、各学校と協議の上、部活動指導員を任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けること、生徒・保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び

任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たって、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部及び部活動を補完する活動等の内容を把握し、生徒が健康で安全にスポーツ活動や芸術文化等の活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導及び是正を行う。

オ 校長は、部活動の指導方針（ねらい・指導体制・休養日や活動時間の設定等）について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会（部活動連絡会等）を設定する。

カ 市教育委員会は、部顧問を対象とするスポーツ指導等に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

キ 市教育委員会及び校長は、教職員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付 29 文科初第 1437 号）」^{注2}を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

注 1 部活動指導員

- ・ 学校教育法施行規則第 78 条の 2 に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員。（部活動指導に協力する「外部指導者等」とは異なる。）
- ・ 学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動実技指導、大会・練習試合の引率等を行い、校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命ずることができる。
- ・ 学校教育について理解し、適切な指導を行うために、任用前及び任用後の定期において研修を受ける。

注 2 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤 4 項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 運動部活動における適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を工夫して行う。

また、運動部顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、生徒が体力を向上させ、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うとともに、バーンアウトすることなく技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、スポーツ医・科学の見地を踏まえ適切な指導を行う。

その際、専門的知見を有する保健体育担当教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 市教育委員会は県教育委員会との連携を図りながら、各学校において、上記ア及びイに基づく指導を行うことができるようにするために、中央競技団体等が作成する指導手引の活用推進及び指導資料の作成等、必要な支援を行う。

(2) 文化部活動における適切な指導の実施

ア 校長及び文化部顧問は、文化部活動の実施に当たっては、文化庁が平成 30 年 12 月に作成した文化部ガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能

力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績、地域の行事や催し等への参加などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習・活動等の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

(1) 部活動休養日及び活動時間の基準

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるようにすること。運動部においては、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究^{注3}も踏まえ、次のとおりできるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

なお、文化部活動においても、望ましい生活リズムや多様な活動を行うことができるよう、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

大船渡市の部活動休養日及び活動時間の基準

【中学校】

- 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

- ・ 部活動を補完する活動が行われる場合は、部活動と合わせて基準（休養日・活動時間）を超えない活動とする。
- ・ 長期休業中は、学期中に準じた扱いとする。
- ・ 生徒が多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・ 部活動休養日に大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替える。
- ・ 学校の休業日に大会参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、他の日の活動時間を調整する。

イ 校長は、1（1）に掲げる「学校の部活動に係る方針」の策定に当たっては、運動部がガイドライン及び文化部ガイドラインにおいて設定された「運動部活動における休養日及び活動時間」の基準を踏まえるとともに、県の方針及び市の方針に則り、部活動休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ また、市教育委員会や学校において、定期試験前後の一定期間（例えば一週間）等、各部共通、学校全体、市共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安、参加する大会数の上限の目安等、地域や学校の実態を踏まえた設定について検討を行う。

エ 市教育委員会は、上記イに関し、適宜、支援及び指導・是正を行うものである。

注3 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」

(平成 29 年 12 月 18 日 公益財団法人日本体育協会) から抜粋

- ・ ジュニアアスリートの育成に関して、保護者やコーチ等の関係者は、適切な栄養、十分な睡眠、学業、心身の健康と社会活動への参加等を含めた、バランスの良いライフサイクルで過ごすことができるようにすること、練習量を制限し、楽しく満足して活動ができるようにすること等を提言している。(国際オリンピック委員会「エリートのジュニアアスリートに対する声明」2008 年)
- ・ ジュニアアスリートの心身の回復という観点からは、少なくとも週に 1、2 日はスポーツ活動を行わない休養日を設けること等を提言している。(米國小児学会「ジュニアアスリートにおけるスポーツ障害、オーバートレーニングとバーンアウトについて」2007 年)
- ・ 16 時間／週以上のトレーニングを行うと、医療ケアを必要とするスポーツ障害のリスクが高まることに留意すべきであること等を提言している。(アメリカ臨床スポーツ医学会「ジュニア期のスポーツ障害とバーンアウトに関する声明」2014 年)
- ・ 16 時間／週以上のスポーツ活動をしている女子は、16 時間／週未満の女子に比べて疲労骨折の罹患率が約 2 倍であった。(Loud KJ, et al 「Correlates of Stress Fractures Among Preadolescent and Adolescent」2005 年)

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術に親しむ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

ア 校長は、運動・スポーツの苦手な生徒や障がいのある生徒等でも、友達と楽しめたり、適度な頻度で行えたりする運動部の設置や、芸術文化等に親しめたり、友人とのコミュニケーションや自己肯定感を高める居場所としての文化部の設置等、多様なニーズを踏まえ、生涯にわたるスポーツ・文化芸術に親しむ基盤づくりに向けた取組を推進する。

イ 市教育委員会及び校長は、学校外のスポーツ活動や芸術文化等の活動に取り組む生徒に配慮した取組を推進する。

ウ 市教育委員会は他市町教育委員会との連携を図りながら、生徒数減少等の地域の実情を踏まえ、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることのないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。また、文化部活動についても、生徒の文化活動の機会が損なわれることのないよう、複数校の生徒が拠点校の文化部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

なお、複数校合同チーム及び団体の参加資格等の見直しが行われるよう、必要に応じて、関係団体との連携を図る。

(2) 運動部活動における地域との連携等

ア 市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体、総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ少年団等との連携、保護者の理解と協力等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を県教育委員会との連携を図りながら推進する。

イ 市教育委員会は、他市町教育委員会との連携を図りながら、部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組について、関係機関及び関係団体等との協力体制の充実に努める。

ウ 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、地域と連携した取組を推進することについて、関係者や保護者の理解と協力を促す。

(3) 文化部活動における地域との連携等

ア 市教育委員会及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や体育館や公民館、博物館などの社会教育施設、市民文化会館等の文化施設の活用や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 各分野の関係団体等は、市教育委員会と連携し、学校と地域が協働・融合した形で芸術文化等の活動を推進するとともに、市教育委員会が実施する部活動指導員の任用・配置や、文化部活動の指導者等に対する研修等、芸術文化等の活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

ウ 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 市教育委員会は、合同部活動等に係る参加規程や大会等の規模及び日程の在り方等について、関係団体と連携を図りながら検討し、本市の実情や、生徒や部顧問の負担等を踏まえた取組を推進する。

イ 校長は、参加する大会等を精査する等、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないよう活動状況を踏まえて対応する。

6 部活動中の熱中症事故の防止等

ア 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の健康状態の把握に努めるとともに気象情報等に留意し、適切に対応する。

イ 大会や行事等の主催者は、高温や多湿時において大会の延期や見直し等、柔軟な対応を行うこと。なお、広域的な大会等で止むを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。